

札幌駅前通地下広場使用承認等事務取扱要綱

平成22年12月7日
市民まちづくり局長決裁

(趣旨)

第1条 この要綱は、札幌駅前通地下広場条例（平成22年条例第25号。以下「条例」という。）及び札幌駅前通地下広場条例施行規則（平成22年規則第34号。以下「規則」という。）の規定に基づき、札幌駅前通地下広場（以下「広場」という。）の使用承認等に係る事務取扱について、必要な事項を定めるものとする。

(申込受付時期)

第2条 条例第4条第1項の規定における有料施設（交差点広場及び憩いの空間、大型映像設備）の使用申請の受付期間は、次のとおりとする。

(1) 使用日の6カ月前の1日（1月のみ4日）から使用日の前日までの間とする。ただし、1日が土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日（以下「休日等」という。）にあたる場合はその翌日から使用日の前日までとする。

(2) 北2条交差点広場における「創造都市さっぽろ」に係る利用の場合のみ、使用日の9カ月前の1日（1月のみ4日）から使用日の前日までの間とする。ただし、1日が休日等にあたる場合はその翌日から使用日の前日までとする。

2 規則第2条第2項における条例別表に掲げる施設（以下、「有料施設」という。）の使用に当たって特別の設備を設け、又は特殊な物件を搬入における承認に係る申請は前項各号の規定を準用する。

3 規則第3条第2項における備付物件の使用承認に係る申請は第1項各号の規定を準用する。

4 第1項から前項までの規定に関わらず市長が特に必要があると認めた場合は、当該期間外の受付を行うことができる。

(受付方法)

第3条 有料施設の申込の受付は、次のとおりとする。

(1) 申込は、受付と同時に使用承認申請書を審査し、所定の使用料を納付させたいえ使用承認書を交付することとする。

(2) 申込の受付は、原則として先着順で行うものとする。ただし、使用日時が重複する申込があった場合は、次の事項を考慮して使用者を決定する。

ア 広場の設置目的を最大限発揮し、かつ継続的な利用が見込める事業及び催物。

イ 広場の管理者若しくは道路管理者が主催又は共催する事業及び催物。

ウ 広場全体を利用した大規模な事業及び催物。

エ その他市長が必要と認めた事業及び催物。

2 前項に定める受付は、12月29日から翌年の1月3日までの日、休日等を除く日の、午前9時から午後5時までの間とする。ただし、市長が特に必要があると認めた場合はこの限りではない。

3 第1項に定める受付は、電話等で仮予約をすることができるものとする。この場合、申込後3日以内に申請書の提出が無い場合は、仮予約を取り消すものとする。

(使用料の減額又は免除)

第4条 規則第4条第1項における使用料の減免又は免除について、広場の設置目的に寄与する事業で次表のいずれかに該当するときは、使用料を減額又は免除することができる。

使用の形態又は団体内容等		減額又は免除の区分
1	官公庁が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認めた場合。	使用料5割減額
2	札幌市が出捐している公益法人が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認める場合。	
3	札幌市が運営補助を行っている団体が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認める場合。	
4	札幌市が主催者の一員となり事業補助を行っている団体が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認める場合。	
5	札幌市が育成・指導する団体が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認める場合。	
6	市民及び主に市民で構成される団体等が主催する非営利事業で、市長が特に必要と認める場合。	
7	広場の管理者若しくは道路管理者が直接主催する事業で、市長が特に必要と認める場合。	使用料免除
8	広場の指定管理者が主催又は共催する事業で、市長が特に必要と認める場合。	

2 前項に規定する場合を除くほか、市長が公益上特に必要と認める場合は、その都度これを定め、使用料の減額又は免除することができる。

(使用の取消・変更)

第5条 使用者が有料施設の使用の取消し又は変更を申し出る場合は、札幌駅前通地下広場使用(取消・変更)申請書(様式1。以下「申請書」という。)を市長に提出しなければならない。

2 申請書の提出があった場合は、申請内容を審査のうえ、札幌駅前通地下広場(取消・変

更) 承認書(様式2)を交付する。

(使用料の還付)

第6条 次の各号のいずれかに該当するときは、収受済の使用料を全額還付する。

(1) 災害その他使用の承認を受けた者の責に帰することのできない事由によって使用不能となった場合

(2) 条例第10条第5号の規定により使用の承認を取り消した場合

2 使用日の15日前(交差点広場を利用する場合にあっては、その使用する日の30日前)までに使用の承認の取消し又は変更の申出があり、これについて相当の事由があると市長が認める場合、取消しにあっては収受済の使用料の5割を還付し、変更にあつては差引不足が生じたときはその差額を徴収し、差引剰余が生じたときはその差額を還付する。ただし、備付物件の使用料は、使用前日までに申し出た場合に限り全額還付する。

(還付の事務取扱)

第7条 使用料の還付を受けようとする者は、札幌駅前通地下広場使用料還付請求書(様式3)を市長に提出しなければならない。

(後納)

第8条 規則第2条第3項ただし書きの規定に基づく使用料の使用後の納付(以下「後納」という。)は、官公庁及びこれに準ずる者について、使用年度でなければ納付が困難な場合に認めることとする。

2 前項の規定により使用料の後納が認められた使用者の都合により使用承認の取消があつた場合は、第6条第2項の規定による還付相当額を除いた差額を直ちに納付させるものとする。

(指定管理者に管理を行わせる場合の取扱い)

第9条 条例第16条第1項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合における第2条から第7条の規定の適用については、第2条から第7条までの規定中「市長」とあるのは「指定管理者」と、第3条第1項中「使用料を納付させた」とあるのは「利用料金を支払させた」と、第3条から前条の規定中「使用料」とあるのは「利用料金」と、第5条第1項中「様式1」とあり、同条第2項中「様式2」とあり、第7条中「様式3」とあるのは「指定管理者が定める様式」とする。

2 条例第16条第3項の規定により指定管理者に広場の管理を行わせる場合の指定管理者が行う業務範囲について、同項第1号の施設の維持及び管理における「市長が定めるもの」とは次のとおりとする。

(1) 広場の保守・点検及び巡回

(2) 北2条交差点広場の大型映像設備の「創造都市さっぽろ」に係るコンテンツを配信するためのシステムの管理・運用

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成23年2月1日から施行する。

様式 1

札幌駅前通地下広場使用(取消・変更)申請

年 月 日

(あて先) 札幌市長

〒

住 所

氏 名

(団体にあつては、団体名及び代表者氏名)

電話番号

下記のとおり使用の(取消・変更)の申請をします。

記

区 分	(取消前・変更前)	変更後(取消の場合記入不要)
使 用 目 的		
使 用 日	年 月 日 ()	年 月 日 ()
使 用 場 所		
(取消前・変更前)の理由	(具体的に記入して下さい)	
使 用 料	円	円
追 納	※ 円	納入通知番号 (No.)
還 付	※ 円	納入通知番号 (No.) 金融機関 (銀行 支店) 預金種目 (1 普通、 2 当座) 口座番号 ()

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 2

札幌駅前通地下広場使用(取消・変更)承認

年 月 日

様

札幌市長 印

下記のとおり使用の(取消・変更)を承認します。

記

区 分	(取消前・変更前)	変更後(取消の場合記入不要)
使用目的		
使用日	年 月 日 ()	年 月 日 ()
使用場所		
(取消前・変更前)の理由	(具体的に記入して下さい)	
使用料	円	円
追 納	※ 円	納入通知番号 (No.)
還 付	※ 円	納入通知番号 (No.)

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。

様式 3

札幌駅前通地下広場使用料金還付請求

年 月 日

(あて先) 札幌市長

〒

住 所

氏 名

(団体にあっては、団体名及び代表者氏名)

電話番号

別添承認書のとおり使用の(取消・変更)が承認されましたので、下記により使用料の申請をします。

記

区 分	(取消前・変更前)	変更後 (取消の場合記入不要)
使 用 目 的		
使 用 日	年 月 日 ()	年 月 日 ()
使 用 場 所		
(取消前・変更前)の理由	(具体的に記入して下さい)	
使 用 料	円	円
追 納	※ 円	納入通知番号 (No.)
還 付	※ 円	納入通知番号 (No.) 金融機関 (銀行 支店) 預金種目 (1 普通、 2 当座) 口座番号 ()

注 ※印の欄は、記入しないでください。

備考 この様式により難しいときは、この様式に準じた別の様式を使用することができる。